

令和5年度社会福祉法人指導監査実施計画書

御前崎市社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙01）第5条に基づき、令和5年度の社会福祉法人指導監査の実施計画を定めます。

【1. 指導監査実施方針】

実施要綱第3条に基づき、令和5年度社会福祉法人の指導監査方針（別紙02）、主眼事項（別紙03）のとおりとします。

【2. 対象数および実施数】

No	区分	法人数	計画実施数	備考
1	生活保護施設関係	0	0	
2	老人福祉施設関係	2	0	
3	児童福祉施設関係	1	1	
4	障害者福祉施設関係	0	0	
5	施設を運営しない法人	0	0	
6	市社会福祉協議会	1	1	
	合計	4	2	

【3. 御前崎市の所轄する法人】

No	法人名	住所	電話番号	設立認可年月日	概要
1	社会福祉法人御前崎厚生会	静岡県御前崎市御前崎 35-37	63-3729	S50.09.29	特養灯光園経営 …定員70名 デイサービスセンター …定員40名 短期入所生活介護 …定員10名
2	社会福祉法人やまもも福祉会	静岡県御前崎市門屋 2070-19	86-7878	S56.03.09	高松保育園経営 …定員90名 やまもも保育園経営 …定員130名
3	社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会	静岡県御前崎市白羽 5402-10	63-5294	H16.04.01	
4	社会福祉法人浜岡厚生会	静岡県御前崎市池新田 460-1	86-7120	H22.10.19	特養はまひるがお経営 …定員29名 はまなでしこ経営 …定員29名 うみがめ保育園経営 …定員12名

【4. 市に事業所のある所轄外の法人】

No	法人名	本部住所	電話番号	設立認可年月日	市内事業所概要
1	社会福祉法人草笛の会	静岡県菊川市上平川 7-1	73-4665	S50.10.02	はまおか作業所(佐倉 1046-1) …定員40名
2	社会福祉法人Mネット東遠	静岡県掛川市掛川 910-1	23-3778	H24.10	Mネットおまえざき 工房しおさい(池新田 4874-1) …利用20名 風音A棟(池新田 4821-1)…定員10名 風音B棟()…定員10名

3	社会福祉法人 賛育会	東京都墨田区 太平3丁目17 番8号	03-3622- 7614	S27.05.17	特養東海清風園経営(池新田 4094) …定員170名、短期入所…定員8名 池新田デｲﾞｲﾞｽﾝﾀｰ …定員50名 佐倉デｲﾞｲﾞｽﾝﾀｰ …定員37名
4	社会福祉法人 ひつじ	静岡県袋井市 久能 2497-16	0538-45- 1650		いつでもおまえざき 居処どこでも …定員20名

【5. 過年度の監査実績と今年度の監査予定】

No	法人名	R3年度	R4年度	R5年度 予定	R6年度 予定	R7年度 予定
1	社会福祉法人御前崎厚生会	○	—	—	○	—
2	社会福祉法人やまもも福祉会	—	—	○	—	—
3	社会福祉法人御前崎市社会 福祉協議会	—	—	○	—	—
4	社会福祉法人浜岡厚生会	—	○	—	—	○

社会福祉法の改正に伴い平成29年度より一般指導監査が3年に1回へ変更となりました。

【6. 令和4年度の指導監査状況】

令和4年度の社会福祉法人指導監査業務は、市所管の4法人のうち、1法人で指導監査を行いました。監査した社会福祉法人は、はまひるがお、うみがめ保育園、はまなでしこを運営する浜岡厚生会（令和5年1月30日（月））です。福祉課社会福祉係の長尾係長、植田主事補が監査を行いました。実施要綱第12条第1項（1）アに定める“文書指摘”は、次のとおりです。

浜岡厚生会 0件

実施要綱第12条第1項（1）イに定める“口頭指摘”は、次のとおりです。

浜岡厚生会 運営部門2件 経理部門2件

実施要綱第12条第1項（2）に定める“助言”は、次のとおりです。

浜岡厚生会 運営部門1件 経理部門9件

浜岡厚生会は、特別監査に至るような問題はありませんでした。

【7. 令和5年度の指導監査法人の選定と指導監査職員】

平成29年4月1日に社会福祉法が改正され、一般監査期間が2年から3年に変更されました。今年度以降の指導監査計画は、【5. 過年度の監査実績及び今年度の監査予定】のとおりです。

令和5年度は、“御前崎市社会福祉協議会”及び“やまもも福祉会”に対し指導監査を行います。担当職員は、福祉課 長尾係長、増田主査の2名です。

【8. 指導監査実施手順】

(8-1_実施予定日と通知)

一般監査の実施時期は、1月下旬からを予定しており、実施時間は、9:00~16:00を基本とし、法人の業務運営に支障とならないよう法人と調整して決定します。

実施要綱第7条に定める“指導監査の実施通知”（様式第01号）は、実施予定日の2週間前までに通知し、事前資料として県の様式を準用した“指導監査資料”（様式第02号）を実施日の1週間前ま

で提出してもらいます。

(8-2_事前準備)

一般監査に先だて、法人から提出された指導監査資料及び前回指導監査の指摘事項を十分に分析検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておくよう努めます。

分析手法としては、“財務危機度判定表”（様式第 03 号）を作成し、参考資料とします。

また、当日確認すべき事項を整理します。

(8-3_監査日当日)

一般監査は、職員 2 名以上で行い、うち 1 名は係長以上の職にあるものとします。

当日は、福祉課長尾係長、増田主査で、運営面及び経理面を分担して指導監査する予定です。

(8-4 監査内容)

一般監査は、実施要綱第 4 条第 2 項及び指導監査ガイドライン（平成 30 年 4 月 16 日改正 雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援助局長、老健局長連名通知別紙）に基づき、実施します。

(8-5_復命)

指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかに、その結果について“社会福祉法人指導監査調書（様式第 04 号）”及び“指導票”（様式第 05 号）、“評定調書”（様式第 06 号）により市長に復命します。

(8-6_監査結果)

監査指導の結果は、実施要綱第 12 条の規定により、文書指摘、口頭指摘及び助言の 3 種類とします。なお、口頭指摘及び助言については、法人と指導内容に関する認識を共有できるように書類（メモ等）により行うこととします。

(8-7_結果の通知)

結果の通知は、“社会福祉法人に対する指導監査の実施結果について”（様式第 07 号）により通知します。

改善措置のある場合は、3 月末までに“指導監査結果に係る是正・改善計画について”（様式第 08 号）による報告を求めます。

(8-8_改善状況の報告)

実施要綱第 13 条の規定により、改善措置の具体的な内容について、期限を付して是正及び改善計画の報告を求めます。

法人における改善状況の確認のため必要と認めた場合には、実地において調査を行うこととします。

(8-9 是正の結果)

法人からは是正等の報告を受けた場合には、その内容を十分審査し、適正と認められる場合には受理するとともに、法人に対し是正等の報告を受理した旨の文書を送付します。

是正等の履行が確認できない場合は、法人の事務所等において是正指導を行うとともに、期限を定めて是正及び改善状況の報告を求めるものとします。

是正指導後においても、是正等の履行を正当な理由がなく怠っていると認められる場合は、実施要綱第 4 条第 3 項に基づく特別監査を実施します。

(8-10 結果の公表)

実施要綱第 18 条の規定により、令和 4 年度実施の監査結果を市のホームページに公開します。